

大田市告示第 3 号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は令和 5 年 1 月 18 日から 2 週間大田市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 1 8 日

大田市長 楫 野 弘 和

1. 公共下水道の供用を開始する年月日
令和 5 年 2 月 1 日
2. 公共下水道の供用を開始する区域
大田市鳥井町鳥井の一部
3. 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称
(位置) 大田市長久町長久イ 402 番地 1
(名称) 大田浄化センター